

## 第2章 全体将来目標の設定

### 1. 将来フレームの検討

将来フレームは以下のとおりに設定します。

- 目標年次は、2030年（令和12年）とする
- 目標年次の人口は、74,217人とする
- 目標年次の就業人口は、31,863人とする

#### 1-1. 目標年次

都市計画はその目的の実現に時間を要するものであることから、長期的な都市の将来像を展望するものとして、2009年（平成21年）に策定したマスタープランから、おおむね20年後の2030年（令和12年）に設定します。

#### 1-2. 将来フレーム

年齢区分別の人口の推移は、2005年（平成17年）以降、年少人口<sup>※4</sup>と生産年齢人口<sup>※15</sup>が減少する一方、老年人口<sup>※5</sup>は増加しており、少子高齢化が進行しています。今後、総人口が減少していく中、老年人口が占める割合が大きくなっていくことで、少子高齢化がさらに加速することが予想されます。本計画の将来人口は、2030年（令和12年）において74,217人、中間目標年次である2025年（令和7年）においては75,554人と設定します。

目標年次の人口構成をみると、老年人口が33.0%、年少人口は12.4%まで減少します。

表 2-1 将来フレーム

単位：人

	1990 H2年	1995 H7年	2000 H12年	2005 H17年	2010 H22年	2015 H27年	2020 R2年	2025 R7年	2030 R12年
年少人口	15,261	14,539	13,428	12,603	11,772	10,534	9,838	9,394	9,198
生産年齢人口	48,003	50,241	51,600	51,686	50,174	47,214	44,651	42,505	40,554
老年人口	9,843	12,240	14,381	16,075	17,321	19,693	22,179	23,655	24,465
総人口	73,107	77,020	79,409	80,364	79,267	77,441	76,668	75,554	74,217
年少人口割合(%)	20.9%	18.9%	16.9%	15.7%	14.8%	13.6%	12.9%	12.4%	12.4%
生産年齢人口割合(%)	65.7%	65.2%	65.0%	64.3%	63.3%	61.0%	58.2%	56.3%	54.6%
老年人口割合(%)	13.5%	15.9%	18.1%	20.0%	21.9%	25.4%	28.9%	31.3%	33.0%

注) 2015年（平成27年）までは国勢調査の実績値、

2020年（令和2年）以降は、人口ビジョンの時点修正後の推計による（2000年（平成12年）までは、旧長沼町、旧岩瀬村を含む）

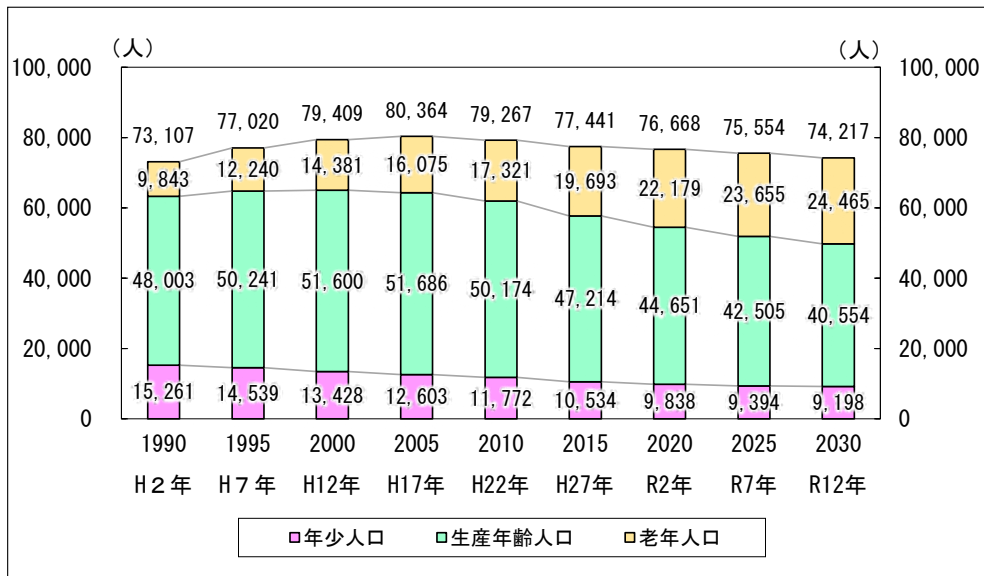


図 2-1 将来人口

就業人口は、2030年(令和12年)においては31,863人、就業率42.9%と設定します。  
 就業率は、第1次産業が8.0%、第2次産業が26.1%、第3次産業65.9%となります。

表 2-2 就業人口

		1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030
		H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年
就業者数 (人)	第1次産業	7,130	5,696	5,085	4,613	3,775	3,472	3,146	2,833	2,534
	第2次産業	14,871	14,968	15,257	13,044	11,384	11,813	10,583	9,418	8,312
	第3次産業	15,928	18,848	20,490	21,676	21,031	21,717	21,540	21,317	21,017
	合計	37,929	39,512	40,832	39,333	36,190	37,002	35,269	33,568	31,863
産業別 就業率	第1次産業	18.8%	14.4%	12.4%	11.7%	10.4%	9.4%	8.9%	8.4%	8.0%
	第2次産業	39.2%	37.9%	37.4%	33.2%	31.5%	31.9%	30.0%	28.1%	26.1%
	第3次産業	42.0%	47.7%	50.2%	55.1%	58.1%	58.7%	61.1%	63.5%	65.9%
就業率		51.9%	51.3%	51.4%	48.9%	45.7%	47.8%	46.0%	44.4%	42.9%
総人口		73,107	77,020	79,409	80,364	79,267	77,441	76,668	75,554	74,217

注) 2015年(平成27年)までは国勢調査の実績値、2020年(令和2年)以降は人口ビジョンの時点修正後の推計値。(1990年(平成2年)から2000年(平成12年)は旧長沼町、旧岩瀬村を含む)  
 就業者数には、分類不詳の就業者を除く。

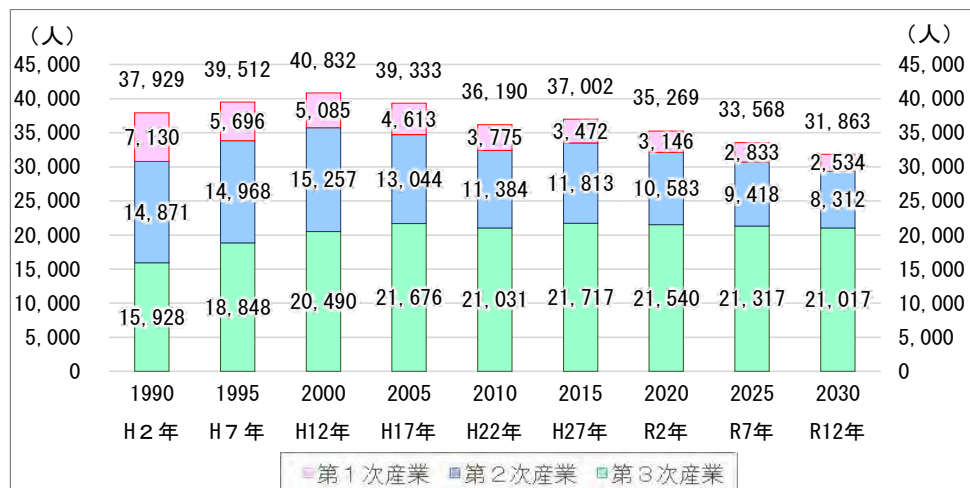


図 2-2 就業人口

## 2. 都市づくりの基本理念の設定

### 2-1. 都市計画マスタープラン改定の考え方

都市計画マスタープラン(2009年(平成21年)10月策定)は策定後約10年が経過し、目標年次の中間年を迎えること、また、策定当時から変化した現状に対応した整理を図る必要があります。

今回の見直しにおいては、市の現状等からみたまちづくりの課題や、総合計画の反映、さらには、県の「新たな都市政策のあり方」等を踏まえ、以下に示すような市を取り巻く環境の変化に対応し、選ばれるまちづくりを目指します。

- 人口減少・少子高齢社会の加速化など社会経済状況の変貌への対応
- 自然との共生、循環型社会形成の必要性への対応
- 大規模災害を経験したことによる防災意識の高揚
- 市民の価値観・ライフスタイル<sup>※16</sup>の多様化への対応

#### (1) 須賀川市総合計画

総合計画は、2018年(平成30年)に策定されました。この計画は「須賀川市まち・ひと・しごと創生総合戦略<sup>※1</sup>」(2015年(平成27年)策定)の4つの柱である①産業力を強化するまちづくり、②すかがわの宝<sup>※17</sup>を生かしたまちづくり、③子どもたちの笑顔あふれるまちづくり、④健康な暮らしを守るまちづくりを包含した計画となっています。

目指す将来都市像は、「選ばれるまちへ ともに歩む自治都市 すかがわ」としており、以下の5つの基本的視点を基に、次の5政策+1を掲げています。

今回の改定にあたっては、総合計画との整合を図ります。

##### 1. 総合計画で掲げる5政策+1

政策1 いきいきと人が輝くまちづくり

政策2 笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

政策3 安全に安心して暮らせるまちづくり

政策4 環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり

政策5 活力とにぎわいあふれるまちづくり

計画実現のための行政経営の更なる推進

## 2. 総合計画策定の基本的視点

- ・あらゆる人に「選ばれるまち」となるまちづくりの推進
- ・市民の目線に立った行政サービス展開の推進
- ・多様化する市民の価値観・ライフスタイル<sup>※16</sup>に対応
- ・行政評価の活用により成果を「見える化」
- ・効果的・効率的な「行政経営」を推進する

## (2) 「新たな都市政策のあり方」についての答申

福島県都市計画審議会では、2008年(平成20年)3月に「新たな都市政策のあり方」についての答申を行い基本的な都市づくりの考え方を示し、大きく3つの視点から具体的な提言がされています。

### (1) 「新しい時代に対応したふくしまの都市づくり」に向けて

- ・都市と田園地域等の共生
- ・地域特性に応じたコンパクトな都市づくり
- ・ひと・まち・くるまの共生

### (2) 「個性と魅力ある美しい都市づくり」に向けて

- ・地域の特性を活かした都市づくり
- ・都市計画区域の見直し・再編
- ・地域に求められる都市基盤整備

### (3) 「ふくしまの都市づくりを進める環境づくり」に向けて

- ・県民参加の裾野の拡大
- ・円滑な制度活用のための環境づくり
- ・広域調整機能の拡充

### (3) 都市計画マスタープラン改定のポイント

都市計画マスタープラン（2009年（平成21年）10月策定）は、都市づくりのテーマを『美しく潤いのある 協働の都市づくり』として2030年（令和12年）を目標年次として策定されました。

都市づくりの基本目標は、次の4項目を挙げています。

- (1) 安全・安心な都市づくり
- (2) 循環型の都市づくり
- (3) 協働の都市づくり
- (4) 元気な都市づくり

策定当時は、人口減少や少子高齢化を見据えて、持続可能なまちづくりを進めるため、コンパクトな循環型市街地の形成、都市の将来像を実現するための全体構想、きめ細やかなまちづくりを推進するための地区別構想等を定めていました。

一方、現在は少子高齢化の進行、多発する自然災害による安全・安心な暮らしに対する意識の高揚、価値観・ライフスタイル<sup>※16</sup>の多様化、ICT<sup>※18</sup>化の進展など、基本目標を見直す必要があります。

今回の改定においては、このような状況を十分考慮し、市民が安心して暮らせる質の高い、コンパクトな都市づくりを進めていきます。

### (4) 都市計画マスタープラン改定の視点

都市計画マスタープラン改定にあたっては、次の5つの視点を踏まえて検討しました。

#### 1) 関連計画との整合

##### ①総合計画との整合

2018年（平成30年）に策定した「総合計画」の計画の目標である〔5政策+1〕を踏襲し、現在の須賀川市における将来都市像を念頭に改定を行います。

##### ②立地適正化計画との整合

2019年（令和元年）6月に公表した「立地適正化計画」に基づき、計画区域などへの都市機能誘導や定住人口の促進を図り、コンパクトで持続可能な都市構造へ効率的に移行を図ります。

##### ③公共交通網形成計画との整合

持続可能で効率性・利便性の高い地域公共交通の再構築を図り、活性化と再生を推進するために2019年（平成31年）3月に策定した「公共交通網形成計画」との整合を図ります。

#### ④ 他関連計画との整合

福島県県中都市計画区域マスタープランなど、須賀川市を区域に含めて計画されている他計画との整合を図ります。

#### ⑤ SDGs との整合

2015年(平成27年)の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、将来を見据えたまちづくりの基本的な方針を定める都市計画マスタープランとの関連性が高いため、17の目標との整合を図り、持続可能なまちづくりを推進します。

17の目標と本計画との関連性は、以下のものが想定されます。

#### 【4つの都市づくりの基本目標とSDGsの関連性】



## SDGs (Sustainable Development Goals) とは

- ・2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際社会共通の目標です。
- ・「17の目標」と「169のターゲット(具体目標)」で構成されており、「自分たちが暮らす地域を、将来に渡って持続可能にする」ための目標です。



### 17の目標

- 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 10 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 12 持続可能な生産消費形態を確保する。
- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。

## 2) 土地利用計画の見直し（用途地域の再編）

### ①現況の土地利用の確認

- ・ 既定用途に対する現況用途の把握と課題整理

人口減少と少子高齢化が加速する中、都市と農村との連携や共生を図りながら持続可能な都市構造にすることが求められており、調和のとれた土地利用を推進します。

- ・ 用途地域見直しの検討

人口減少やコンパクトなまちづくりの推進による土地利用の変化に対応する市街化区域を中心とした用途地域の見直しについては、現況の立地状況や立地適正化計画との整合、合理化、効率化を検討します。

### ②都市防災のための既存地区計画<sup>\*7</sup>の検証、見直しプランの検討

東日本大震災や令和元年東日本台風災害は、市民の防災意識を高め、災害に強いまちづくりの重要性を改めて認識しました。今回、用途地域の見直しと併せ、この区域に含まれる地区の地区計画を再検証し、災害対策等のための必要な見直しを行います。また必要に応じて新たな地区計画の設定を検討します。

### ③新たな施策による土地利用の検討

須賀川駅周辺地区など、様々な土地利用に係る事業について、施策に合った土地利用の合理的運用を検討します。

### ④地区のまちづくりの検討

郊外部においても、コンパクトなまちづくりが求められ、地区ごとに拠点を設け、土地利用に係る整理を行います。



### 3) 地区の特性を生かしたまちづくりの推進（地区別構想の再編）

#### ①地区のあり方の検討

地区の形成過程、特性や課題、コミュニティ等を考慮し、住民が意識している生活圏をもとに、地区住民の要望や意見を取り入れながら、地区別まちづくり方針の見直しを検討します。

#### ②公共交通の将来像の検討

各地区拠点を結ぶ公共交通網の形成と公共交通網形成計画との整合性を考慮して、公共交通網の将来像を検討していきます。

今後も少子高齢化が進んでいくと予想されており、車を持たない人も快適に移動できるような郊外の地区拠点と市街地地区とをつなぐ拠点間ネットワークの充実が重要となります。

### 4) 災害に強いまちづくりの推進

#### ①災害に備えた整備の検討

頻発・激甚化<sup>※14</sup>する災害に備えるため、市街地の防災・減災のための具体的対策をソフト<sup>※10</sup>・ハード<sup>※13</sup>面から図るとともに、浸水被害の軽減のため、準用河川や雨水排水施設の整備推進を検討します。

#### ②浸水地区の移転の検討

令和元年東日本台風により浸水の被害を受けた地区を対象に、市街化調整区域に地区計画<sup>※7</sup>を設定し、被災市民が高台等への移転を選択できる区域の創出を検討します。